

いじめ防止対策推進法施行以降の重大事態調査組織 設置条例・要綱・規則

	調査組織 設置条例・要綱・規則
山形県天童市 (2014年1月7日 中1女子自殺) 2014年9月24日 設置要綱	<p>天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱（教育委員会告示第12号）平成26年9月24日</p> <p>天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱（平成26年教育委員会告示第1号）の全部を改正する。</p> <p>（設置及び趣旨）</p> <p>第1条 平成26年1月7日に天童市立中学校(以下「本件学校」という。)に通う生徒が死亡した事案(以下「死亡事案」という。)に係る事実の究明に必要な調査及び検証を行い、並びに再発防止策を講ずるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定により死亡事案に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するとともに、調査委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（調査委員会の責務及び任務）</p> <p>★ 第2条 調査委員会は、天童市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)から独立して主体的な調査の方針を決定し、第7条第1項に規定する調査を行い、及び当該調査により明らかになった事実を考察する等の責務を有する。</p> <p>2 調査委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡事案に関して、当該死亡した生徒(以下「本件生徒」という。)に対するいじめの事実を究明するために必要な調査及び検証を行うこと。 (2) 前号の事実に基づき、死亡事案の原因に関する調査及び検証を行うこと。 (3) 本件学校及び市教育委員会が死亡事案に関して講じた措置の内容及び経緯に関する調査並びに当該措置の妥当性について検証を行うこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、死亡事案の調査及び検証に必要な事項に関すること。 (5) 前各号によって明らかになった調査及び検証の結果を踏まえ、今後の再発防止に関する提言(以下「本件提言」という。)を行うこと。 <p>（組織）</p> <p>第3条 調査委員会は、6人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、本件学校、市教育委員会及び本件生徒の保護者(以下「本件遺族」という。)並びに加害生徒(その保護者を含む。以下同じ。)と利害関係を有しない者で、次に掲げるもののうちから市教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育に関する知識及び経験を有する大学教授等の知識経験を有する者 (2) 法律に関する知識及び経験を有する弁護士等の専門家 (3) 医療に関する知識及び経験を有する医師等の専門家 (4) 児童心理に関する知識及び経験を有する臨床心理士等の専門家

- (5) 前各号に掲げる者のほか、その知識、経験、職歴等から委員として適当なもの
- 3 前項の委嘱に当たり、市教育委員会は本件遺族に対して、委員の推薦を依頼する職能団体、大学、学会等を示し、本件遺族の了解を得てから、本件学校、市教育委員会及び本件遺族並びに加害生徒と利害関係を有しない者の推薦を依頼し、推薦されてきた者を委員として委嘱するものとする。
 - 4 委員の任期は、委嘱の日から第 11 条第 2 項に規定する市長への報告が終了する日までとする。
 - 5 委員の委嘱後、本件学校、市教育委員会若しくは本件遺族若しくは加害生徒との利害関係が明らかとなり、当該委員による公平かつ中立な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるとき、又はその他必要があると認めるときは、市教育委員会は当該委員を解嘱することができる。
 - 6 第 7 条第 1 項 1 号に規定する調査対象者は、委員について公平かつ中立な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があると認めるときは、市教育委員会に対してその根拠を文書により示して当該委員の解嘱を求めることができる。
 - 7 前項の委員の解嘱の求めがあったときは、市教育委員会は、当該委員を除く調査委員会の意見を聴いた上で当該委員の適否について判断し、解嘱を求めた者に対して書面により回答する。

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 調査委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 調査委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(公平及び中立の確保)

第 5 条 調査委員会は、調査によって明らかになった事実に対してのみ誠実に向き合い、公平かつ中立な調査を行う。

(会議等)

第 6 条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、1 回目の会議についてはこの限りではない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、委員の過半数をもって決する。

5 会議は、原則として非公開とする。ただし、会議の公開を求められた場合は、委員長が調査委員会に諮って天童市情報公開条例(昭和 63 年条例第 13 号)第 6 条各号に規定する情報が会議の議題等に含まれず、かつ、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、天童市個人情報保護条例(平成 14 年条例第 1 号)その他の個人情報の保護を目的とする関係法令の規定に違反しないと認めるときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

7 調査委員会は、会議を開催したときは、会議録を作成しなければならない。

(調査)

	<p>第7条 調査委員会は、第2条第2項各号に掲げる任務(以下「任務」という。)を遂行するために必要があると認めるときは、前条第6項に定めるほか次に掲げる方法により調査を行うものとする。</p> <p>(1) 市教育委員会の委員(死亡事案当時委員であった者を含む。第3項において同じ。)、市教育委員会事務局の職員(死亡事案当時市教育委員会事務局の職員であった者を含む。第3項において同じ。)、本件学校の職員(死亡事案当時本件学校の職員であった者を含む。)、本件遺族、本件学校の生徒、保護者等(本件生徒を知る卒業生、転校生、部活動関係者、保護者等を含む。)(以下「調査対象者」という。)から事実関係、意見等に関する陳述、説明等の協力を求めること。</p> <p>(2) 調査対象者に対して文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場に対して資料の確認若しくは説明を求めること。</p> <p>(3) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、任務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門機関に対して求めること。</p> <p>2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、及び適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市教育委員会の委員、市教育委員会事務局の職員及び本件学校の職員は、第1項に規定する調査に協力しなければならない。</p> <p>(調査員)</p> <p>第8条 調査委員会は、任務の遂行に必要と認めるときは、その理由を市教育委員会に示して、第2条第2項に規定する調査を行わせるための調査員(以下「調査員」という。)を置くことができる。</p> <p>2 調査員は、本件事案の調査に必要な知識経験を有する者その他専門性を有する者で、かつ、本件学校、市教育委員会及び本件遺族並びに加害生徒と利害関係を有しない者のうちから調査委員会の了承を得た上で、委員長が市教育委員会に推薦し、市教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 第3条第5項及び第6項の規定は、調査員に対して準用する。</p> <p>4 調査員は、調査委員会の指示により、調査委員会が行う調査を補助し、及びその業務を終了したときは、速やかに書面により調査委員会に対して報告するものとする。</p> <p>(当事者からの意見聴取)</p> <p>★ 第9条 調査委員会は、調査対象者から意見を述べる旨の申出があった場合には、<u>意見を聴取しなければならない。</u></p> <p>(遺族への報告)</p> <p>★ 第10条 調査委員会は、調査及び審議の状況について、会議開催ごとに当該調査及び審議の状況を本件遺族に対して報告するものとする。</p> <p>(報告、公表等)</p> <p>★ 第11条 調査委員会は、任務に係る調査及び審議を終了したときは、報告書(以下「本件報告書」という。)を作成し、及び本件報告書を市教育委員会に対して報告するものとする。この場合において調査委員会は、<u>任務に係る結論並びに当該結論を導く根拠となった資料及びこ</u></p>
--	--

	<p>これらの資料により当該結論を導くに至った判断についての過程を本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。</p> <p>2 市教育委員会は、本件報告書による報告を受けたときは、速やかに本件遺族に対し報告し、本件遺族が希望する場合には本件遺族の所見をまとめた文書の提供を受け、本件報告書とともに市長に報告する。</p> <p>3 市教育委員会は、本件報告書を、市民が広く閲覧可能な方法で速やかに公表する。ただし、公表に際しては、プライバシーを保護するため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。</p> <p>4 市教育委員会は、市教育委員会の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 12 条 調査委員会の事務局(以下「事務局」という。)を、市教育委員会に置く。</p> <p>2 事務局は、調査委員会の指示により、公平性及び中立性に配慮した上で、会議録の作成、予算の管理、委員との連絡及び調整その他委員長が必要と認める事務を処理する。</p> <p>3 事務局は、調査委員会が収集した資料等について、紛失、漏えい等がないよう厳正に管理し、及び保管する。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 13 条 委員及び調査員は、調査委員会の調査、会議等の内容について知り、又は知り得た情報に係る秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。この場合において、その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 第 7 条の規定により調査に協力した者は、本件の関係者の個人情報に関する事項その他知り得た事項についてこれを開示し、又は漏えいしてはならない。</p> <p>3 第 1 項の規定は、事務局に属する職員に対して準用する。</p> <p>(経費)</p> <p>第 14 条 調査委員会の運営に必要な経費は、天童市において適切に措置し、並びに管理し、及び執行する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 15 条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、告示の日から施行する。</p>
<p>長崎県新上五島 (2014 年 1 月 8 日 中 3 男子自殺)</p>	<p>新上五島町立学校におけるいじめに関する第三者調査委員会設置条例施行規則 平成 26 年 9 月 10 日規則第 15 号 http://k101ow01.town.shinkamigoto.nagasaki.jp/d1w_reiki/426902100015000000MH/426902100015000000MH/426902100015000000MH_j.html</p>

<p>2014年9月10日 施行規則</p>	<p>第1条 この規則は、新上五島町立学校におけるいじめに関する第三者調査委員会設置条例(平成26年新上五島町条例第73号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、新上五島町立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会(以下「調査委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条の規定によるものとする。</p> <p>★ (所掌事務)</p> <p>第3条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 平成26年1月に自死した町立中学校(以下「本件学校」という。)3年の男子生徒(以下「本件生徒」という。)に対するいじめ(以下「本件いじめ」という。)並びに本件学校及び学校外における事実を含め、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。</p> <p>(2) 本件生徒の自死の原因について考察すること。</p> <p>(3) 第1号によって明らかになった事実に対して、本件学校がどう対応したのかを明らかにし、本件学校及び本町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の自死後の対応が適切であったかを考察すること。</p> <p>(4) 前3号によって明らかになった事実及び考察から、いじめ、自死、自死前後の学校及び教育委員会の対応について、本町の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言(以下「本件提言」という。)を行うこと。</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第4条 調査委員会の委員(以下「委員」という。)は、本件学校、教育委員会、新上五島町(以下「町」という。)及び本件生徒の保護者(以下「本件遺族」という。)並びに関係生徒やその保護者と利害関係を有しない者であって、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他いじめに関する調査及び審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>★ 2 委員の半数は、本件遺族の推薦によるものとする。</p> <p>3 委員の任期は、委嘱の日から、第10条第1項の報告が終了した日までとする。</p> <p>4 委員は、調査方針を決定し、条例第2条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすとともに、その調査権限はすべて調査委員会に専属するものとする。</p> <p>5 町長は、委員の委嘱後、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族との利害関係が明らかになるなど、当該委員による中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があるとき、その他必要があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。</p> <p>★ 6 本件遺族は、委員について中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があるとき、町に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。</p> <p>7 委員には、別表1に基づき報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>(調査委員会の中立性及び公平性)</p> <p>第5条 調査委員会は、調査で明らかになった事実のみに誠実に向き合い中立かつ公平に審議を行い、合意形成を図るものとする。</p>
----------------------------	--

(会議及び情報の公開)

第6条 調査委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、新上五島町情報公開条例(平成16年新上五島町条例第21号)第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、調査委員会の委員長が会議に諮って必要と認められるものに対して会議を公開することができる。

3 調査委員会は、会議を開催したときは会議録を作成しなければならない。

4 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

5 調査委員会は、会議録その他の記録について、第2項に準じ、公開することができる。

(調査方法)

第7条 調査委員会は、条例第2条各号に掲げる所掌事務(以下「所掌事務」という。)を遂行するために必要な範囲で次に掲げる方法により調査を行う。

(1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員(過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。)及び本件生徒の親族並びに本件学校の生徒(卒業生を含む。)及びその保護者等本件生徒と関わりを有する者(以下「調査対象者」という。)から事実関係や意見等に関する陳述、説明等(本件学校その他の関係する現場における説明を含む。)を求めること。

(2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。

(3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。

(4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。

2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情を配慮し、適切な措置を講じなければならない。

3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他の本町の職員は、第1項に定める調査に協力する。

(調査員)

第8条 調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、本件事案の調査に必要な学識経験者その他専門性を有する者で、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族に利害関係を有しない者(過去の職員及び関係者を含む。)のうちから、全員の了承を得て、委員長が町に推薦し、町長が委嘱する。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、調査員について準用する。

4 調査員は、調査委員会の指示により、調査委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに調査委員会に報告する。

5 調査員には、別表2に基づき謝礼及び費用弁償を支給する。

(当事者からの意見聴取)

第9条 調査委員会は、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族から意見表明の申し出があった場合は、意見を聴取することができる。

	<p>(報告及び公表)</p> <p>第 10 条 調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、報告書(以下「本件報告書」という。)を作成し、町長に対して報告する。</p> <p>★ 2 調査委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。</p> <p>3 町長は、第1項の報告を受けたときは、速やかに本件遺族、議会及び教育委員会に対して報告する。</p> <p>★ 4 町長は、本件報告書を、速やかに公表する。</p> <p>5 町長は、前2項の報告及び公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の主旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。</p> <p>★ 6 町長は、本件報告書を公表したときは、町長の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講じるよう要請する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 11 条 調査委員会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 12 条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>岩手県矢巾町 (2015年7月5日 中2男子自殺) 2015年8月12日 設置条例</p>	<p>矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例 (条例第 24 号) 平成 27 年 8 月 12 日 http://www.town.yahaba.iwate.jp/18reiki/reiki_honbun/r800RG00000842.html?id=j11</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、町立中学校に在籍する生徒が平成 27 年 7 月 5 日に死亡した事案(以下「死亡事案」という。)に関し、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく調査(第 3 条において「重大事態の調査」という。)を行うための組織について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第 2 条 教育委員会の附属機関として、死亡事案に関する矢巾町いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p>

	<p>(任務)</p> <p>第3条 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡事案に関し、重大事態の調査を行うこと。 (2) 同種の事態の発生防止に係る提言を行うこと。 (3) 前各号の調査を終えた後、その結果をとりまとめて死亡事案の保護者(以下「遺族」という。)及び教育委員会へ報告すること。 <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、6人の委員をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>★ 第5条 委員会の委員は、弁護士、精神科医等の当該死亡事案等に関する知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者で、遺族と教育委員会が共同して推薦するものの中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱の日から第3条第3号の規定による報告が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 <p>(委員会の公平性、中立性)</p> <p>第7条 委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみに誠実に向き合うものとし、公平かつ中立に調査を行う。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 委員会の会議の議事は、出席した委員の合議により決する。 5 委員会の会議は、原則として非公開とする。 <p>(守秘義務)</p> <p>第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(庶務)</p>
--	--

	<p>第 10 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 27 年 8 月 12 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 委員会の最初の会議は、第 8 条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。</p> <p>(廃止)</p> <p>3 この条例は、第 3 条第 3 号の規定による報告が終了した日において、廃止する。</p>
<p>岩手県矢巾町 (2015 年 7 月 5 日 中 2 男子自殺) 2015 年 8 月 12 日 施行規則</p>	<p>矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例施行規則 平成 27 年 8 月 12 日 教委規則第 1 号 http://www.town.yahaba.iwate.jp/18reiki/reiki_honbun/r800RG00000843.html</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例(平成 27 年矢巾町条例第 24 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、矢巾町いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 2 条の規定によるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 平成 27 年 7 月に自死した町立中学校(以下「本件学校」という。)2 年の男子生徒(以下「本件生徒」という。)に対するいじめ(以下「本件いじめ」という。)並びに本件学校及び学校外における事実を含め、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。</p> <p>(2) 本件生徒の自死の原因について考察すること。</p> <p>(3) 第 1 号によって明らかになった事実に対して、本件学校がどう対応したのかを明らかにし、本件学校及び矢巾町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の自死後の対応が適切であったかを考察すること。</p> <p>(4) 前 3 号によって明らかになった事実及び考察から、いじめ、自死、自死前後の本件学校及び教育委員会の対応について、矢巾町(以下「町」という。)の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言(以下「本件提言」という。)を行うこと。</p>

	<p>(委員の任期等)</p> <p>第 4 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、本件学校、教育委員会、町及び本件生徒の保護者(以下「本件遺族」という。)並びに関係生徒やその保護者と利害関係を有しない者であって、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他いじめに関する調査及び審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱の日から、第 10 条第 1 項の報告が終了した日までとする。</p> <p>3 委員は、調査方針を決定し、条例第 3 条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を果たすとともに、その調査権限はすべて委員会に専属するものとする。</p> <p>4 教育長は、委員の委嘱後、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族との利害関係が明らかになるなど、当該委員による中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があるとき、その他必要があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。</p> <p>★ 5 本件遺族は、委員について中立かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があるとき、教育長に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。</p> <p>(委員会の中立性及び公平性)</p> <p>第 5 条 委員会は、調査で明らかになった事実のみに誠実に向き合い中立かつ公平に審議を行い、合意形成を諮るものとする。</p> <p>(会議及び情報の公開)</p> <p>第 6 条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は原則として非公開とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、矢巾町教育委員会が管理する行政情報に関する矢巾町行政情報公開条例施行規則(平成 12 年教育委員会規則第 1 号)に規定される情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員会の委員長が会議に諮って必要と認められるものに対して会議を公開することができる。</p> <p>3 委員会は、会議を開催したときは会議録を作成しなければならない。</p> <p>4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 委員会は、会議録その他の記録について、第 2 項に準じ、公開することができる。</p> <p>(調査方法)</p> <p>第 7 条 委員会は、第 3 条各号に掲げる所掌事務(以下「所掌事務」という。)を遂行するために必要な範囲で次に掲げる方法により調査を行う。</p> <p>(1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員(過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。)及び本件生徒の遺族、親族並びに本件学校の生徒(卒業生を含む。)及びその保護者等本件生徒と関わりを有する者(以下「調査対象者」という。)から事実関係や意見等に関する陳述、説明等(本件学校その他の関係する現場における説明を含む。)を求めること。</p> <p>(2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。</p> <p>(3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。</p>
--	---

	<p>(4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。</p> <p>2 委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情を配慮し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他町の職員は、第1項に定める調査に協力する。</p> <p>(調査補助員)</p> <p>第8条 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査補助員を置くことができる。</p> <p>2 調査補助員は、本件学校及び町教育委員会並びに本件遺族に利害関係を有しない弁護士(過去の職員及び関係者を含む。)で、若干名を委員全員の了承を得て、委員長が推薦し、教育長が委嘱する。</p> <p>3 第4条第4項及び第5項の規定は、調査補助員についても準用する。</p> <p>4 調査補助員は、委員会の指示により、委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに委員会に報告する。</p> <p>5 調査補助員の任期は、委嘱の日から、第10条第1項の報告が終了した日までとする。</p> <p>(当事者からの意見聴取)</p> <p>★ 第9条 委員会は、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族から意見表明の申し出があった場合は、<u>意見を聴取しなければならない。</u></p> <p>(報告及び公表)</p> <p>第10条 委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、報告書(以下「本件報告書」という。)を作成し、教育委員会に対して報告する。</p> <p>★ 2 委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。</p> <p>3 教育長は、第1項の報告を受けたときは、速やかに本件遺族、町長及び矢巾町議会に対して報告する。</p> <p>4 教育長は、本件報告書を、速やかに公表する。</p> <p>5 教育長は、前項の公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の主旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。</p> <p>6 教育長は、本件報告書を公表したときは、教育長の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講じるよう要請する。</p> <p>(資料の管理)</p> <p>★ 第11条 委員会が第7条の規定に基づく調査によって取得、収集した一切の調査関係資料で、委員会及び調査補助員が作成に関与した資料(以下「調査資料」という。)については、本件遺族と教育委員会との合意に基づいて、その取り扱いを定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>
--	---

	<p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 8 月 12 日から適用する。 (廃止) 2 この規則は、第 10 条第 1 項の規定による報告が終了した日において、廃止する。</p>
<p>茨城県取手市 (2015 年 11 月 11 日 中 3 女子自殺) 2016 年 4 月 28 日 設置要綱</p> <p>※「いじめ」及び「いじめ防止対策推進法」に係る文言が一切ないため、調査委員会が、「いじめ防止対策推進法」にもとづいて設置されたのか不明</p>	<p>取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会設置要綱 平成 28 年 4 月 28 日 教委告示第 6 号 https://www.city.toride.ibaraki.jp/reiki/reiki_honbun/ae01614401.html</p> <p>(設置) 第 1 条 平成 27 年 11 月 11 日に発生した取手市立中学校生徒の自殺(以下「本件自殺」という。)について、本件自殺に至るまでの事実経過、背景等に関する調査・検証、本件自殺の原因の考察、当該自殺した生徒(以下「本件生徒」という。)が在学した取手市立中学校(以下「本件学校」という。)及び取手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の本件自殺後の対応の調査・検証を行うとともに、今後の再発防止を図るため、取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第 2 条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 本件自殺に至るまでの事実経過(本件学校及び学校外における事実経過を含む。)及び背景を含め、本件生徒に起きたことの調査 (2) 本件自殺に至るまでの事実経過に係る本件学校の本件生徒に対する対応及びその背景の調査及び検証 (3) 前 2 号の規定による調査及び検証を通じ明らかになった事実を踏まえた、本件自殺の原因に関する考察 (4) 第 1 号及び第 2 号の規定による調査及び検証を通じ明らかになった事実に対し、本件学校及び教育委員会の本件自殺の前後における対応が適切であったかの検証 (5) 前各号の規定による調査、検証及び考察によって明らかになった事実経過及び考察に基づき、今後の再発防止に関する提言(以下「本件提言」という。)</p> <p>(組織) 第 3 条 調査委員会の委員は、次に掲げる者であって、かつ、本件学校及び教育委員会並びに本件生徒の保護者(以下「本件遺族」という。)と利害関係を有しない者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 弁護士 (2) 医師 (3) 心理、福祉又は学校教育に関し優れた識見を有する者 2 委員の人数は、6 人以内とする。</p>

- 3 委員の任期は、委嘱の日から第9条第1項の規定による報告が行われる日までの間とする。
- 4 **教育委員会**は、委員の委嘱後、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族との利害関係が明らかになるなど、当該委員による中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときその他必要があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。

(調査委員会の中立性及び公平性)

第4条 調査委員会は、調査により明らかにされた事実¹に誠実に向き合い、中立かつ公平に調査しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開催することができない。

3 会議は、非公開とする。ただし、取手市情報公開条例(平成12年条例第6号)第7条第1項各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合²にあつては、委員長が会議に諮った上で、会議の全部又は一部を公開することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査)

第7条 調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務(以下単に「所掌事務」という。)を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる方法により調査するものとする。

(1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員(過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。)、本件生徒の親族並びに本件学校の生徒及び保護者等(本件生徒を知る卒業生及び転校生並びにその保護者等を含む。以下「調査対象者」と総称する。)から、事実関係や意見等に関する陳述、説明等を求めること。

(2) 調査対象者に対し、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。

(3) 関係団体に照会し、必要な事項の報告及び協力を求めること。

2 調査委員会は、前項の規定による調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

3 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員は、第1項の規定による調査に協力しなければならない。

	<p>(当事者からの意見聴取) 第 8 条 調査委員会は、本件学校及び教育委員会並びに本件遺族から意見表明の申出があったときは、当該申出に基づき、<u>その意見を聴取することができる。</u></p> <p>(報告及び公表) 第 9 条 調査委員会は、所掌事務に係る審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。 2 教育委員会は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに本件遺族にその内容を報告する。 3 教育委員会は、第 1 項の規定により提出された報告書(以下「本件報告書」という。)を速やかに公表する。ただし、公表に際しては、プライバシー保護等の観点から、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。 4 教育委員会は、本件報告書を公表したときは、教育委員会の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(守秘義務) 第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。</p> <p>(庶務) 第 11 条 調査委員会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。</p> <p>(その他) 第 12 条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。</p> <p>付 則 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。 付 則(平成 28 年教委告示第 11 号) この要綱は、告示の日から施行する。</p>
--	--

いじめ防止対策推進法 重大事態調査委員会についての資料は、

「日本の子どもたち」<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/>

⇒ 「オリジナル資料」http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html 参照